

# 法人会の事業に ご参加下さい (税務研修会・異業種交流会など)

平成25年6月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.142  
通巻242号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

## 6月の行事予定

3(月)	組織・厚生委員会トップ会談	13:30	法人会事務局
6(木)	★女性部会第2回健康増進研修会	14:30	玉川町会会館
	e-Tax普及推進協議会	16:30	玉川税務署
7(金)	★決算法人説明会	13:30	法人会事務局
	★第6・8支部合同税務研修会	18:00	玉川町会会館
11(火)	青年部会全体会議	19:00	玉川ボランティアビューロー
12(水)	玉川法人会第3回通常総会	17:30	セルリアンタワー東急ホテル
13(木)	源泉部会第3回役員会	14:30	玉川税務署
	源泉部会第2回研修会	15:30	玉川税務署
14(金)	総務委員会反省会	18:30	青柚子
18(火)	第9・10支部合同役員会	18:00	森建設
19(水)	AEDプロジェクトWG	10:00	法人会事務局
20(木)	正副会長会議	13:30	法人会事務局
	第2回理事会	15:00	玉川税務署
	新任理事・監事研修会	18:00	南国飯店
	【たまでんBOARD 7月号原稿締切】		
25(火)	広報委員会	18:00	玉川ボランティアビューロー
27(木)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
	★普通救命救急講習会	13:30	玉川消防署

## 7月の行事予定

4(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
5(金)	★第1・2支部合同税務研修会	18:30	奥沢区民センター
9(火)	第6支部役員会	12:00	土筆
10(水)	ゴルフ同好会コンペ		レイクウッドGC東コース
11(木)	★女性部会第3回健康増進研修会	15:30	玉川町会会館
18(木)	正副会長会議	13:00	法人会事務局
	第1回常任理事会	14:00	玉川税務署
	第3回理事会	15:00	玉川税務署
19(金)	【たまでんBOARD 8月号原稿締切】		
24(火)	★サマーステージ用賀	15:00	用賀くすのき公園
25(木)	★サマーステージ用賀	15:00	用賀くすのき公園

6月・7月の行事予定は5月25日現在のものです  
★印は一般の方も参加できる行事です  
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

### 目次

6月・7月の行事予定	1
理事会・委員会・支部 活動報告	2
税務署からのお知らせ(消費税法改正のお知らせ)	8
ホームページをご活用ください	12

### お問い合わせ

発行人/公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎  
編集/公益社団法人玉川法人会 広報委員会  
事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号  
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索

E-mail:tamagawa@blue.ocn.ne.jp

# 理事会・委員会・支部 活動報告

## 広報委員会

### 委員会

日時 4月25日(木) 18:30~20:00  
場所 ボランティアビューロー

出席者 11名  
議題 1. たまでんBOARD 5月号校正  
2. たまがわ公論41号編集打合せ

## 第1支部

### 第1回役員会

日時 5月9日(木) 18:30~  
場所 井上香料会議室  
出席者 17名

議題 1. 奥沢駅前音楽祭チャリティーバザー  
2. 25年度常設委員会への委員推薦  
3. 25年度開催事業と担当  
4. その他



## 第4支部

### 第1回支部役員会

- 日時 5月10日(木) 18:00～  
 場所 玉川区民会館 活動フロアー  
 出席者 13名  
 議題 1. 24・25年度支部事業並びに役員推薦  
 2. 体験学習(田植え)の実施大綱  
 3. その他の協議事項  
 ①尾山台サマーナイトフェスティバル参加  
 ②青年・女性部連絡会議(研修会等)の調整

今回の支部役員会は、2週間後に迫った田植え体験学習の実施大綱についてと、各年度の事業報告・事業計画を中心に、予算・決算・進行予定等を鍋島支部長を囲んで、活発に意見交換を行いました。

会には宮崎副会長にも参加していただき、「体験学習は今年で10回目という大きな節目の年となるので、無事故で大成功を治めていこう」と激励をいただきました。

(第4支部広報委員 鈴木健二)

## 第6支部

### 役員会

- 日時 5月15日(水) 12:00～13:30  
 場所 トラットリア・メッシーナ  
 出席者 12名

平成25年5月15日(水)正午～午後1時30分、高島屋奥の柳小路にあるトラットリア・メッシーナで、役員会(出席者12名)が行われました。

本年度支部行事計画について確認をしたのち、新役員が紹介されました。総務委員は東京ライフ(株)の高木さん、組織委員は(株)鈴浅の鈴木さん、研修委員は松浦土木(株)の松浦さん、厚生委員は(有)エイエムサービスの片桐さん、社会貢献委員は(株)サンマージュの土屋さん、広報委員は(有)象スタジオの江口です。また、支部長は、(株)鈴浅の鈴木準之助さん、副支部長は松浦土木(株)の松浦さんと(有)象スタジオの江口、女性部会

長は(有)ティーエーシーの廣部さんで、一生懸命務めさせていただきます。

今年度も第6支部では、和気あいあい確実に進めていきたいと思っておりますので、法人会の皆さま、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(第6支部 江口響子)



## 第9支部

### 第1回支部役員会

- 日時 4月19日(金) 18:00～  
 場所 ザ・フィールド 二階会議室  
 出席者 14名  
 議題 1. 次期支部役員体制  
 2. 本部理事候補者

3. 今期本部委員会担当  
 4. 25年度支部事業計画  
 5. その他  
 ①支部会計担当責任者  
 ②事業担当者

## 第11支部

### 話し方研修会

日時 5月14日(火) 18:00~20:00

場所 ピラタス

出席者 18名

話し方研修会は5月14日午後6時より8時まで桜新町の会議室「ピラタス」で講師の村上さんを含み会員16名、未加入会員2名の計18名で行われました。

研修会では定例となった、「発声練習」をした後、新しい参加者が多かったので、各自「1分間自己紹介を実施した。各自の自己紹介毎に村上さんからのアドバイスを受け、もう一度自己紹介をする訓練を行った。滑舌を改善するため

に、新しい教材を使い訓練も実施しました。参加者全員の話し方の向上が見られました。

興味のある方の参加をお待ちしております。

(第11支部支部長 中山豪夫)



## 第12支部

### AEDセミナー

日時 4月19日(金) 18:30~20:00

場所 玉川区民会館 4階集会室

出席者 18名

テーマ 「いざ!という時のAEDセミナー」

講師 キャノンマーケティングジャパン(株)  
法人会担当 宮垣様・牛尾様

12支部では、玉川法人会で行っているAED普及活動推進の一環として、「いざ!という時のAEDセミナー」を開催いたしました。

セミナーは男性9名女性9名合計18名の参加者で、一般の私達もいざという時に安心して使用できるよう教えていただき、大変わかりやすく楽しいセミナーとなりました。



## 青年部会

### 活動報告会

日時 4月23日(火)

場所 玉川区民会館・4階集会室

青年部会の1年間の活動を締めくくる大切なイベントである活動報告会が、玉川区民会館にて開催されました。

当日は肌寒く、春としては少々残念な陽気となりましたが多くの会員様にご参加いただきました。

ご来賓として玉川税務署から金三津署長、高田副署長をはじめ、永田法人課税第1部門統括官、藤田法人課税第一部門審理上席にご参加いただいたのに加え、SKT連絡会として世田谷法人会より古谷青年部会長、北沢法人会より増川前青年部会長にもご参加いただき、玉川法人会からは阿部会長、坂東副会長、森副会長、丸山社会貢献委員長、佐藤第10支部長、星谷女性部会部会長、山本女性部会副部会長、清田監事にご参加いただきました。

お忙しい中ご出席いただきましたご来賓の皆様にご心より感謝申し上げます。

青年部会活動報告会は、1年間の活動を報告する場として毎年開催されており、活動報告会と同時に税務研修会、セミナー、そして会員同士の交流が目的の意見交換会が開催されています。

### 第1部：税務研修会・セミナー

第1部前半の税務研修会では、平成25年度の税制改正などについて藤田上席にご講演いただきました。税制改正は経営者の皆様にも影響する改正が含まれる場合もあるため、参加者の皆様はとて真剣に聞き入っていました。

続いて後半には、第6支部に所属されているソムリエの荒木様により「ワインの楽しみ方」セミナーが開催されました。

ワインの味わいを決める五大要素は、ぶどう

の「品種」、ブドウ産地の気候や土壌・日照条件などの自然条件を表す「テロワール」、ブドウの「造り手」、収穫年を表す「ヴィンテージ」、そして最後はワインの運搬や保管、飲む時の温度管理、ワインに合わせる料理、つまりワインに関わる「人」なのだそうです。

ソムリエの方がワインの熟成を知るポイントはいくつかあるようですが、代表的な例として「色」があります。

赤ワインは、むらさき色から熟成するにしたがってオレンジがかっていき、白ワインは熟成すると緑がかっていくのだそうです。次に「香り」ですが、グラスに注がれたワインをそのままに嗅ぐのと、グラスを回してから嗅ぐのではワインの香りが変わるとはわりと知られていることではありますが、回す方向が決まっていることはご存知ですか？

ワインは右手で持つ場合は「反時計回り」に、左手で持つ場合は「時計回り」に回すそうです。ヨーロッパでは立食パーティーでワインを持っていることが多いのですが、反時計回り（左手では時計回り）に回していると、もしウェイターや他のお客様とぶつかった際に遠心力がついたワインは自分に向かってこぼれるため、他人のを汚さないよう配慮されたことが由来だそうです。

セミナーの後半には、実際にレストランにてワインを注文する際のポイントについてお話いただきました。

少し高級なレストランなどでワインを注文する場合は、予約を入れる時に料理の内容や価格を聞いて、ワインの好みや予算を予めソムリエに伝えておくと良いそうです。事前に相談するのは少々気が引けるのが正直な気持ちではありますが、ソムリエはお客様に合わせたワインを出してくれるので、気軽に相談するのが良いと



荒木秀晴氏による「ワインの楽しみ方」セミナー



税務研修会 藤田上席

のことです。次に意外と迷うテイスティングの流れですが、ソムリエが運んできたワインが注文されたワインかどうか、ラベルや説明から確認すると、ソムリエがコルクを抜いてグラスに少量を注いでもらえます、この際にテイスティングするのは「注文した人」が担当するが一般的なのだそうです。注ぐ前に抜いたコルクを渡される場合があるそうですが、その際は香りを確認してください。テイスティングした結果、問題なければ「微笑んで」「お願いします」などOKの言葉をソムリエに伝えてあげてください。これから暖かくなるにつれてワインも美味しく飲めるシーズンとなるので、是非ワインを楽しんでくださいと最後にメッセージをいただきました。

## 第2部：青年部会活動報告会

今年は役員改選が行われるため、今年度まで2期の部会長を務めた松浦部会長が議長を務め、新たに部会長に就任する予定の中村副部会長により活動報告会が開催されました。6月の総会にて新しい青年部会部会長に就任する予定の中村副部会長よりご挨拶があり、来期への抱

負などを語っていただきました。最後にお忙しい中ご出席いただきましたご来賓を代表いたしまして玉川法人会会長 阿部友太郎様、そして玉川税務署署長 金三津小志郎様よりご挨拶をいただき活動報告会は終了しました。



松浦部会長挨拶

来期の青年部会役員は年齢層がより若くなります。そして一部の支部では新しい青年部会支部長が就任します。来期も前年度よりも進化した青年部会を目指して、納税意識の向上、社会貢献活動への積極的な参加、そして会員の経営者の皆様が気軽に参加できるイベント開催など活動を行ってまいります。まだ青年部会活動や主催イベントに参加したことがない方は是非お気軽にご参加ください。  
(青年部会広報委員 斎藤梨生希)

## 全体会議

- 日時 5月14日(火) 19:00～  
場所 玉川ボランティアビューロー  
出席者 17名  
議題
1. わんぱく相撲
  2. 絵はがきコンクール
  3. 和太鼓コンサート
  4. 夏の異業種交流会
  5. 登録委員の選出
  6. その他

今回より会議の進行を6月12日の総会までの仮ではあるが、新執行部が担当することになり、最初には新執行部を代表して新部会長の中村さんより挨拶があった。今年の公益事業や各事業に関する話がありました。また、今回初めて参加いただいた会員の方より自己紹介をいただきました。



青年部会全体会議集合写真



青年部会全体会議の様子

## 女性部会

### 役員会

日時 4月17日(水) 10:00~12:00  
場所 玉川区民会館  
出席者 5名

議題 1. 部会活動報告会  
2. 税務研修会

### 役員会

日時 5月14日(火) 10:30~11:00  
場所 法人会事務局

出席者 4名  
議題 1. 平成25年度事業計画  
2. その他

### 支部長会

日時 5月14日(火) 11:30~13:30  
場所 木曾路 等々力店  
出席者 14名  
議題 1. 自己紹介  
2. 活動報告会の反省  
3. 平成25年度事業計画  
4. その他



## 法人会とは...

●よき経営者をめざすものの団体それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に105万社、東京都内に49の単位会、19万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の皆さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

●法人会は企業の間から自主的に誕生した団体です。

1947年(昭和22年)4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。

しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。

このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

# 消費税法改正のお知らせ

平成25年3月  
国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の用途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

## 1 消費税収入の用途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

## 2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

### 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

※ 詳しい資料は下記URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



### 3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

#### ○ 制度の概要

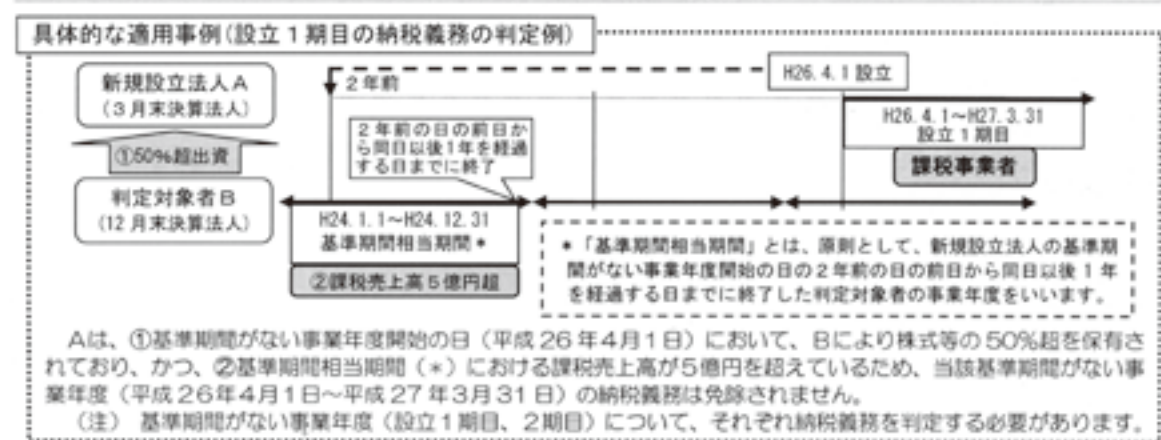
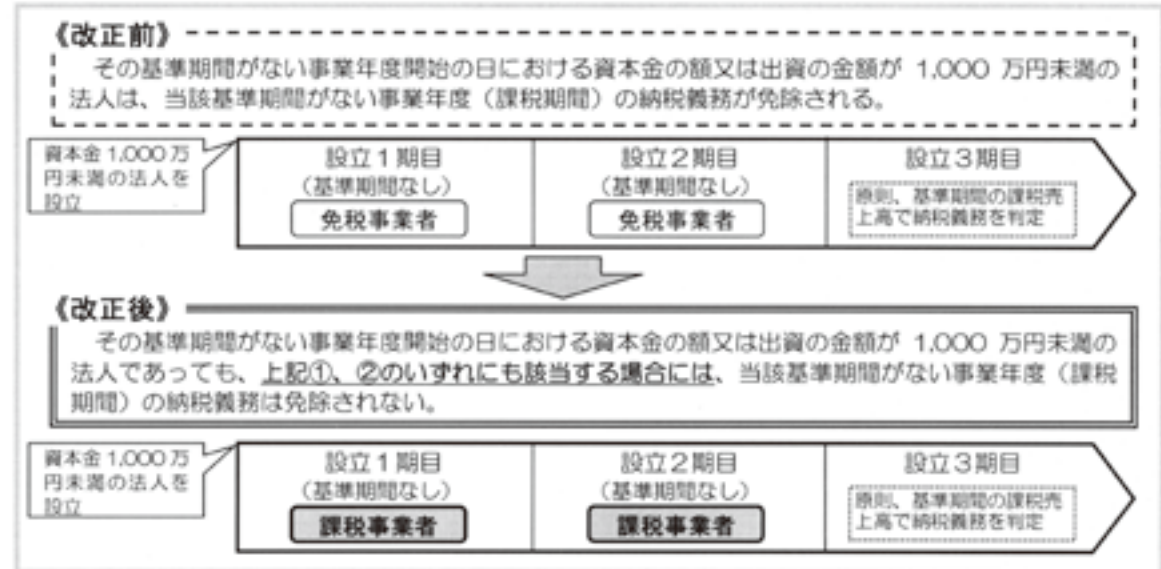
その事業年度の基準期間<sup>(注)</sup>がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の 50% 超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
- ② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること。

#### ○ 適用開始時期

平成 26 年 4 月 1 日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。



**留意事項**

○ 本特例が適用される特定新規設立法人に該当することとなった場合には、その旨を記載した届出書を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

### 4 任意の中間申告制度の創設

#### ○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>(注1)</sup>から、自主的に中間申告・納付<sup>(注2)</sup>することができることとされました。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

#### ○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

《改正前》		➔	《改正後》	
直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数		直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回		4,800万円超	年11回
400万円超	年3回		400万円超	年3回
48万円超	年1回		48万円超	年1回
48万円以下	中間申告義務なし		48万円以下	任意の中間申告（年1回）が可能

#### 留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。  
※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。  
※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

### 5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

**主な経過措置の概要**

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容	
<p>① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り、）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り、）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

### ホームページをご活用ください！【会員専用ページのご利用方法】

玉川法人会では、ホームページワーキンググループを開催し、  
会員のみなさまにとって“使いやすい”ホームページのあり方について話し合いを重ねています。

今回は、「会員専用ページ」のご紹介です。ここでは会員のみなさまにぜひアクセスしていただきたい情報を  
掲載しています。  
6月1日現在、6月12日(水)に開催される第39回通常総会の議案書をご覧いただけます。  
今後は、会員でしか入手できないお得な情報なども掲載予定ですのでご期待ください。

①玉川法人会TOPページの「会員専用ページ」ボタンをクリックしてください。  
または、「玉川法人会 会員専用ページ」で検索してください。



②会員専用ページの入口のページです。

より詳細な内容を確認するには、下の「会員専用ページへ」のボタンを押して次のページに進みます。



③小さなウインドウに「ID」と「パスワード」の2つを入力してください。

※セキュリティの都合で、IDとパスワードは変更の都度、事務局からご案内しております。  
ご不明な方は、お問い合わせください。

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひご覧ください。

<http://www.tamagawa.or.jp/>

## 法人会事務局よりお願い

代表者名、所在地、電話番号等の変更がありましたら法人会事務局までお知らせ下さい  
事務局 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992 E-mail : tamagawa@blue.ocn.ne.jp



「玉川法人会バナー」ができましたので、貴社でもぜひご活用下さい。ホームページには、様々なサイズのバナーをご用意しております。  
<http://www.tamagawa.or.jp/jyoho/banner.html>

### 納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

25年6月分の源泉所得税の納付期限	25年7月10日(水)
25年4月決算法人の確定申告期限・納付期限	25年7月1日(月)
25年10月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	25年7月1日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	25年7月1日(月)

25年7月決算法人の第3四半期分、25年10月決算法人の半期分・第2四半期分、26年1月決算法人の第1四半期分

消費税の、  
期限内納付を  
お願いいたします。